

平成23年第2回長瀬町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
5月10日(火)	
○町長あいさつ	5
○幹部職員の紹介	6
○臨時議長の紹介	6
○臨時議長のあいさつ	7
○開 会	7
○開 議	7
○議事日程の報告	7
○仮議席の指定	7
○議長の選挙	7
○議長就任のあいさつ	9
○議事日程の追加	9
○議席の指定	9
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○副議長の選挙	10
○副議長就任のあいさつ	11
○常任委員会委員の選任	12
○常任委員会正副委員長の互選	13
○議会運営委員会委員の選任	13
○議会運営委員会正副委員長の互選	13
○秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙	14
○皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙	14
○議案等の説明のため出席した者の紹介	15
○町長提出議案の報告及び一括上程	15
○議案第13号の説明、質疑、討論、採決	15
・議案第13号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
○議案第14号の説明、質疑、討論、採決	17
・議案第14号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度長瀬町一般会計補正予算(第1号))	
○議案第15号の説明、質疑、討論、採決	20
・議案第15号 長瀬町観光情報館設置及び管理条例	

○議案第16号の説明、質疑、討論、採決	28
・議案第16号 平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）	
○議案第17号の説明、採決	29
・議案第17号 長瀬町監査委員の選任について	
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	30
○町長あいさつ	30
○閉 会	31

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第38号

平成23年第2回長瀬町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年5月6日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成23年5月10日（火）

2 場 所 長瀬町役場議場

- 3 付議事件
- (1) 議長の選挙について
 - (2) 副議長の選挙について
 - (3) 常任委員の選任について
 - (4) 議会運営委員の選任について
 - (5) 秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙について
 - (6) 皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙について
 - (7) 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - (8) 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））
 - (9) 議案第15号 長瀬町観光情報館設置及び管理条例
 - (10) 議案第16号 平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）
 - (11) 議案第17号 長瀬町監査委員の選任について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

不応招議員（なし）

平成23年第2回長瀬町議会臨時会 第1日

平成23年5月10日（火曜日）

議事日程（第1号）

- 1、町長あいさつ
- 1、幹部職員の紹介
- 1、臨時議長の紹介
- 1、臨時議長のあいさつ
- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議事日程の報告
- 1、仮議席の指定
- 1、議長の選挙
- 1、議長就任のあいさつ
- 1、議事日程の追加
- 1、議席の指定
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、副議長の選挙
- 1、副議長就任のあいさつ
- 1、常任委員会委員の選任
- 1、常任委員会正副委員長の互選
- 1、議会運営委員会委員の選任
- 1、議会運営委員会正副委員長の互選
- 1、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 1、皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第13号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第14号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第15号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第16号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第17号の説明、採決
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 1、町長あいさつ
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	副町長	平	健	司	君	
教育長	新	井	祐	一	君	会計 管理 者	齊	藤	敏	行	君
総務課長	大	澤	彰	一	君	税務課長	野	原	寿	彦	君
町民課長	福	島	勉	君	健康福祉 課長	浅	見	初	子	君	
地域整備 観光課長	中	畝	健	一	君	教育次長	大	澤	珠	子	君

事務局職員出席者

事務局長	若	林	実	書記	野	原	徹
------	---	---	---	----	---	---	---

○事務局長（若林 実君） 皆さん、おはようございます。事務局長の若林です。よろしくお願いいたします。

本日は、議員各位におかれましては、ご多忙の折、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、まず初めに、町長からごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。



◎町長あいさつ

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。

周囲の山々ももえぎ色に染まり、若葉が鮮やかな季節の中、本日ここに新たな任期での議会の第一歩がスタートするわけでございます。平成23年第2回臨時議会を開会するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

4月24日に執行されました長瀬町議会議員一般選挙におきましては、定数10名に対し11名が立候補され、激戦となりました。本日ご出席いただいております10名の皆様が当選され、町民を代表する議会議員に晴れて就任されました。心からお喜び申し上げます。

さて、去る3月11日に発生いたしました東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様、そのご家族の方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

東日本大震災では、地震、津波、原子力発電所の事故と三重の災害となり、未曾有の大災害となりました。発生後2カ月を経過いたしましても、政府、東京電力の初動ミスから、福島原発につきましては収束の見通しも立たず、放射性物資が日々垂れ流されておりまして、国難ともいえる状況で、国民の不安は極限まで高まっているところでございます。

東日本大震災の避難者に対しまして、町では中央公民館を避難所といたしまして20名の受け入れを表明するとともに、4月6日には、私と職員で宮城県亘理町に義援金と支援物資を持って行ってまいりました。宮城県亘理町には、長瀬地区という地区がございまして、亘理町出身の関係者からメールで支援要請があったものであります。

こうした状況下で、町民の生命、財産を守り、生活の安全安心を図るため、最大限の力を傾注し、努力する覚悟でございます。議員の皆様におかれましても、ご指導、ご協力を切にお願い申し上げますとともに、今後町の進むべき方向等、議会と執行部が一体となり、町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

さて、今議会でご審議いただきます案件は、専決処分をさせていただきました条例の一部改正と補正予算2件及び新規条例案件1件、補正予算案件1件、人事案件1件の計5件であります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。

以上、甚だ簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。

◇

◎幹部職員の紹介

○事務局長（若林 実君） ありがとうございます。

次に、幹部職員の紹介を、平副町長から順次お願いいたします。

○副町長（平 健司君） おはようございます。副町長の平健司でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今日は、改選後の初議会でございますので、私から、説明等のため参与席にて出席しています幹部職員の紹介をさせていただきたいと存じます。

なお、町長につきましては、先ほどごあいさつ申し上げましたので、割愛をさせていただきます。

それでは、順次紹介をさせていただきます。

教育長の新井祐一でございます。

○教育長（新井祐一君） 新井です。よろしくお願いをいたします。

○副町長（平 健司君） 会計管理者の齊藤敏行でございます。

○会計管理者（齊藤敏行君） 齊藤です。よろしくお願いをいたします。

○副町長（平 健司君） 総務課長の大澤彰一でございます。

○総務課長（大澤彰一君） 大澤です。どうぞよろしくお願いをいたします。

○副町長（平 健司君） 税務課長の野原寿彦でございます。

○税務課長（野原寿彦君） 野原です。よろしくお願いをいたします。

○副町長（平 健司君） 町民課長の福島勉でございます。

○町民課長（福島 勉君） 福島です。よろしくお願いをいたします。

○副町長（平 健司君） 健康福祉課長の浅見初子でございます。

○健康福祉課長（浅見初子君） 浅見です。よろしくお願いをいたします。

○副町長（平 健司君） 地域整備観光課長の中畝健一でございます。

○地域整備観光課長（中畝健一君） 中畝です。よろしくお願いをいたします。

○副町長（平 健司君） 教育次長の大澤珠子でございます。

○教育次長（大澤珠子君） 大澤です。どうぞよろしくお願いをいたします。

○副町長（平 健司君） 幹部職員等の紹介につきましては以上でございます。

今後ともよろしくお願いを申し上げます。

○事務局長（若林 実君） ありがとうございます。

◇

◎臨時議長の紹介

○事務局長（若林 実君） ここで、臨時議長をご紹介させていただきます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の野原武夫議員をご紹介いたします。

〔臨時議長、野原武夫君議長席に着く〕

◇

◎臨時議長のあいさつ

○臨時議長（野原武夫君） ただいまご紹介いただきました野原でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◇

◎開会の宣告

（午前9時）

○臨時議長（野原武夫君） ただいまの出席議員は全員でございます。定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回臨時会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○臨時議長（野原武夫君） 本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○臨時議長（野原武夫君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付してある議事日程（第1号）のとおりでございますので、ご了承願います。

◇

◎仮議席の指定

○臨時議長（野原武夫君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◇

◎議長の選挙

○臨時議長（野原武夫君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（野原武夫君） ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に岩田務君及び村田徹也君をご指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（野原武夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（野原武夫君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（野原武夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○臨時議長（野原武夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（野原武夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

岩田務君及び村田徹也君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（野原武夫君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 10票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

大澤 タキ江 君 6票

新井 利朗 君 3票

関口 雅敬 君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。

よって、法定得票数を超えている被選挙人のうち、得票数の最も多い大澤タキ江君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

- 臨時議長（野原武夫君） ただいま当選されました大澤タキ江君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

◇

◎議長就任のあいさつ

- 臨時議長（野原武夫君） 大澤タキ江君、議長就任のごあいさつをお願いいたします。
- 10番（大澤タキ江君） ごあいさつをさせていただきます前に、このたびの震災で被災された方々並びに亡くなられた方々に心からのお見舞いとご哀悼を申し上げさせていただきます。
- さて、このたびの選挙で議長という大役をいただくことになりました。もとより浅学非才の私でございますけれども、しっかり努力し、自分の職務に精進し、最後まで全うしていきたく思っております。ぜひ皆様方のご支援、ご協力をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。
- 簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。
- 臨時議長（野原武夫君） これをもって臨時議長の職務をすべて終了いたしました。
- ここで議長と交代いたします。
- ご協力ありがとうございました。

〔議長、議長席に着く〕

◇

◎議事日程の追加

- 議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。
- ここでお手元にお配りしてあります平成23年第2回長瀬町議会臨時会追加議事日程（第1号の追加1）のとおり日程に追加いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。
- よって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◇

◎議席の指定

- 議長（大澤タキ江君） 日程第1、議席の指定を行います。
- 議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長から指定いたします。
- ただいまご着席の仮議席を本議席に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤タキ江君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

1番 岩田 務 君

2番 村田 徹也 君

3番 板谷 定美 君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大澤タキ江君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。



◎副議長の選挙

○議長（大澤タキ江君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大澤タキ江君） ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に板谷定美君及び野口健二君をご指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大澤タキ江君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（大澤タキ江君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（大澤タキ江君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

板谷定美君及び野口健二君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大澤タキ江君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 10票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

新井利朗君 6票

関口雅敬君 4票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。

よって、法定得票数を超えている被選挙人のうち、得票数の最も多い新井利朗君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大澤タキ江君） ただいま当選されました新井利朗君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

◇

◎副議長就任のあいさつ

○議長（大澤タキ江君） 新井利朗君、副議長就任あいさつをお願いいたします。

○9番（新井利朗君） ただいま長瀬町議会副議長に選任されました新井利朗でございます。選出していただきまして、まことにありがとうございます。

最初に、3月11日に発生しました東日本大震災に被災されました皆様に謹んでお見舞い申し上げたいと存じます。

さて、長瀬町は平成5年度に策定したイメージアップ基本計画「人も社会も自然もすべてが健康ではつらつとしている町 はつらつ長瀬」を目標に各種事業が推進されています。近年、町民人口は減少傾向で、

4月1日現在7,948人、20歳以上が6,630人、未成年者が1,318人という少子高齢化の傾向が顕著であります。

このような現状を踏まえ、議会も執行部も町民も一体となって、明るく住みよい、元気はつらつな長瀬町づくりに役立つものとなりますよう一生懸命力を尽くしてまいりたいと存じます。皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、副議長就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 上着の着脱はご自由をお願いいたします。



◎常任委員会委員の選任

○議長（大澤タキ江君） 日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、各自の希望をとり、調整の上、委員会構成をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、各自の希望をとって委員会構成することにいたします。

その間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前10時30分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、議長からご指名いたします。

総務教育常任委員会委員は、新井利朗君、大島瑠美子君、関口雅敬君、板谷定美君、村田徹也君。

経済観光常任委員会委員は、大澤タキ江君、野原武夫君、齊藤實君、野口健二君、岩田務君。

以上のとおりご指名いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、各常任委員会委員は以上のとおり決定いたしました。

次に、各常任委員会において正副委員長の互選を休憩中をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

休憩 午前10時32分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎常任委員会正副委員長の互選

○議長（大澤タキ江君） 各常任委員会の正副委員長の互選の結果について報告いたします。

総務教育常任委員会委員長 板谷定美君

副委員長 大島瑠美子君

経済観光常任委員会委員長 齊藤 實君

副委員長 野原武夫君

以上のとおり決定いたしました。

◇

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（大澤タキ江君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、長瀬町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長からご指名申し上げます。

野原武夫君、齊藤實君、大島瑠美子君、野口健二君、板谷定美君、村田徹也君。

以上のとおりご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会委員は以上のとおり決定いたしました。

次に、議会運営委員会において正副委員長の互選を休憩中をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議会運営委員会正副委員長の互選

○議長（大澤タキ江君） 議会運営委員会の正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

委員長 野原武夫君

副委員長 大島 瑠美子 君
以上のとおり決定いたしました。



◎秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（大澤タキ江君） 日程第7、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名については、議長からご指名することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

秩父広域市町村圏組合議会議員に新井利朗君、齊藤實君をご指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長からご指名いたしました新井利朗君、齊藤實君を秩父広域市町村圏組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまご指名いたしました新井利朗君、齊藤實君が秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました新井利朗君、齊藤實君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙

○議長（大澤タキ江君） 日程第8、皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名については、議長からご指名することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

皆野・長瀬上下水道組合議会議員に野口健二君、板谷定美君、村田徹也君、岩田務君をご指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長からご指名いたしました野口健二君、板谷定美君、村田徹也君、岩田務君を皆野・長瀬上下水道組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまご指名いたしました野口健二君、板谷定美君、村田徹也君、岩田務君が皆野・長瀬上下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました野口健二君、板谷定美君、村田徹也君、岩田務君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大澤タキ江君） 本臨時会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため出席を求め、あるいはその委任を受けて出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤タキ江君） 日程第9、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期臨時会に町長から提出された議案は、議案第13号から議案第17号までの5件でございます。

議案は、お手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第10、議案第13号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤芳夫君） 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第44号）が平成23年3月30日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、3月31日に長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（福島 勉君） よろしくお願いいたします。議案第13号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてご説明を申し上げます。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、4月1日から施行されました。これに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分させていただき、同日長瀬町条例第4号として公布し、4月1日から施行しているものでございます。

それでは、専決処分をいたしました長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、中低所得者の国民健康保険税の負担の軽減を図るため、国民健康保険税の課税限度額の引き上げを行うこととしたものでございます。

恐縮でございますが、お手元にご配付してございます議案第13号参考資料、長瀬町国民健康保険税条例新旧対照表をごらんください。

まず、第2条第2項の基礎課税額の改正でございますが、医療分の限度額について1万円引き上げし、「50万円」から「51万円」に改めるものでございます。

第3項におきまして、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額については1万円引き上げし、「13万円」から「14万円」に改めるものでございます。

続きまして、裏面をごらんください。第4項におきまして、介護納付金課税額に係る限度額については、2万円引き上げし、「10万円」から「12万円」に改めるものでございます。

次に、第23条でございますが、課税限度額引き上げに伴う条文の整備でございます。

最後に、議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例の施行期日と適用区分を定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第13号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり承認されました。



◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第11、議案第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））の提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を30億5,980万5,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では基金繰入金の増額、歳出は教育委員会事務局費を増額する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、議案第14号 専決処分の承認を求めることについて、こちらにつきましては、平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）でございますが、ご説明申し上げます。

緊急に予算を調製する必要が生じたので、4月14日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により予算を補正させていただきました。そのため、同法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをごらんください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億5,980万5,000円としたものでございます。

補正予算の内容でございますが、補正予算書の8、9ページをお開きください。まず、下の段の歳出の款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費の中の、9ページのほうになりますが、節20扶助費270万円は、入学祝金といたしまして、小学校1人1万円、中学校1人3万円を支給するものでございます。

また、上の段の歳入の款21繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金270万円は、この歳出の

入学祝金に充てるため、繰り入れたものでございます。

以上でございます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 総務課長にお伺いします。

専決処分というのは、どのようなのでしょうか。本来だったら条例を設けたり、予算を定める場合は、議会の議決を経なければ執行することができませんが、議会を招集するいとまがないときなどは、町長は議会の議決を経ないで条例を設けて予算を定めることができますと書いてありますけれども、この地方税法の前のにつきましては、国会で予算が3月31日に通りましたので、議会を招集するいとまがありませんでしたということはだれでもわかっています。ですから、その件に関しては、いつもスムーズに通していると思うのですけれども、この財調の貯金を取り崩して祝金、この件につきましては、確かにいいことかと思えますけれども、30.14平方キロメートル内に住んでいる10人の議員さんに、議会を招集するいとまがないということでやったかと思うのですけれども、そういうのを考えると、議会軽視ではないですけれども、議会人を甘く見ているのではないかなというような感じも受けますので、そのところをちょっとお聞きしたいかなと思って質問、お答え願いたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

専決処分、先ほど議員のほうから言われましたが、2つ種類がございます。その1つとして、先ほど議員さんが言われました専決処分、こちらが地方自治法第179条に規定されている専決処分でございます。その中の要件といたしまして、先ほど言われましたように長が議会を招集するいとまがないと認めるときということで、今回させていただいたものでございます。

もう一つといたしましては、地方自治法第180条専決というものがございます。こちらは議会の委任による専決処分ということで、こちらにつきましては、町のほうで金額に応じて専決処分できる、長の専決事項の指定という形で定まっているものでございます。

いとまがないということで、その辺はどうなのかということでございますが、話が出てきて、これは新年度早々に、先ほど議員さんも言われましたように、いいことだということは言われましたけれども、その辺について早目に支給することが、これが祝金として、いろいろお金がかかるので、さきにお支払いすることが、よりよいかということで、専決処分させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） それでは、4月14日に専決処分したと言いましたね。それで、祝金はいつお支払いになったのでしょうか、そこだけ聞かせてください。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 教育委員会で担当しておりますので、お答えいたします。

4月28日に全家庭に口座振込でお支払いいたしました。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今教育次長から4月28日に口座振込したということでありまして、申請を受

け付けたのか、それとも口座を確認して一方的に振り込みしたのか。とにかくその口座というか、多分申請を受け付けたのだと思うのですけれども、その日程の経過につきまして報告いただきたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 資料を持ってきませんでしたので、申しわけありません。4月の中旬に手続きをしまして、すべての保護者から、すべてというのは、小学校1年生の児童を持つ保護者と中学校1年生を持つ保護者から口座振込の委任をいただきまして、そこに振り込んだという形です。ですので、その手続きをいたしました。4月中旬でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今中旬ということで、ちょっと不確かな情報でありましたけれども、後でしっかりと期日をお示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はありませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 町長にお伺いします。

まず、地方自治法第179条第1項に基づいてということなのですが、議会が成立しないということですね。ですから、これについては、私はよくわからないのですが、これだけの人数であれば、例えば臨時議会を招集するとか、そういうことも可能なのではないかなと。特にこの問題につきましては、270万円というお金を各家庭に、今教育委員会の答弁によると配付するというお話なのですが、私は一昨日、中学1年生の保護者に会って、その旨を聞いたら、えっ、そんなことあるのと言われたので、それはその家庭の不認識なのかなと思うのですが、次長が言われるには、申請書を出していただいて、それで配付したということですよ。その点についてはいいのですが、臨時議会を開いてでもできなかったのかどうかということをお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 提案理由でも申し上げたとおりでございまして、ちょうど選挙がありました。この問題は、3月の議会、前任者の最後の議会の際に議員からの発言がございまして、こういう状況の中で、新しく進学、特に新入生の1年生と中学校に上がる場合の負担が大きいということで、町のほうでも考えてほしいというご提案がありました。私は非常にいい話をお聞かせいただいて、確かに大きな負担になるということを見ると、祝金というふうな形で出せないかということでいろいろ議論をいたしました。そういう中で、半ばごろになって確定をしたわけでございまして、これは私の専決でやりますというふうに決断をしたわけでありまして、そのときちょうど議会議員の選挙等がございまして、前任者のときにやるというわけにはいかないと、新しい人になっていただいて、ご理解をいただいて、ご承認をいただくようにということで、今日まで来たわけでありまして、この前に臨時議会を開くというのは、その議員の構成ができる前のときに議会を招集するというのは越権行為だという思いを持っておりましたので、今日まで来たわけでありまして、特別に意図するところはございません。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） ということは、今年度に限らず来年度以降も、この祝金は継続していくということですね。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 当然そういうことになります。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 今、村田議員からも話があったとおり、また6番議員の大島議員からお話があったとおりでございますが、いずれにしても議会の専決処分ということについては慎重にやってほしいと思います。というのは、皆さんに聞くと、議会があるのだと、議会で議論した中でやるべきだと。時間がなかったというのは、この間、実は全員協議会のときに道路の問題で町長がちょっと言った。これは、ここで言うのかなと思ったのですが、それだったら、いとまがないという理由は当てはまらないのですよね。あのとき挙げていたのだったら、その次の日でもいいし、2日後、3日後でもいいし、招集しろと言われれば、私は当時議長でしたので、やりました。だから、いとまがないということは、ちょっと理由に当てはまらないかなと。今後もしそういうことがあると困りますので、私は中身については、何ら異論はございません。ただ、専決処分ということについては、いろいろご議論はあると思いますが、私も私なりに勉強させていただきまして来たわけなので、確かにそうかもしれませんけれども、やはりその辺を今後気をつけてやっていただきたいと思いますので、ひとつよろしく願います。そういうことで、質問を終わります。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり承認されました。



◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第12、議案第15号 長瀬町観光情報館設置及び管理条例を議題といたします。提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第15号 長瀬町観光情報館設置及び管理条例の提案理由を申し上げます。

長瀬町の観光情報の発信拠点として、観光地「長瀬」の魅力を広くPRするとともに、長瀬町を訪れる観光客等に対して的確な現地情報の提供を行うことにより、観光の振興を図り、あわせて地域の活性化に資するため、長瀬町観光情報館を設置したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、議案第15号 長瀬町観光情報館設置及び管理条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、長瀬町の観光情報の発信拠点として、観光地「長瀬」の魅力を広くPRするとともに、長瀬町を訪れる観光客等に対する確な現地情報の提供を行うことにより、観光の振興を図り、あわせて地域の活性化に資するため、長瀬町観光情報館を設置いたしたいため、この案を提出するものです。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。参考資料をごらんください。第1条、この条例の趣旨を定めたもので、地方自治法第244条の2の規定に基づいて長瀬町観光情報館の必要な事項について定めるものです。

第2条は、設置について定めたもので、長瀬町大字長瀬529番地1に観光情報館を設置しようとするものです。

第3条は、業務の内容を定めたもので、(1)から(5)に掲げる各号の業務を行うものです。

第4条は、指定管理者による管理を行うよう定めたもので、法人、そのほかの団体であって、町長が指定するものに観光情報館の管理に関する業務、(1)から(3)に掲げます各号の業務を行わせるものです。指定管理者制度につきましては、住民の福祉の増進を図る目的を持って、その利用に供するための施設である公共の施設について、民間事業者等有するノウハウを活用するとともに、住民サービスの資質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達するため、平成15年9月に地方自治法の一部改正により設けられ、近隣では横瀬町観光案内所、小鹿野町観光商業情報館等で、この運営が採用されているところです。

第5条につきましては、開館時間及び休館日について定めたもので、表に示してあるとおり、必要がある場合に、ただし書き以下の内容で運営をするものです。

第6条は、利用の許可等を定めたもので、第1項では指定管理者の許可を受けなければならないこと、第2項では、(1)から(3)の各号に該当する場合、指定管理者は許可をしてはならないこと、第3項では、指定管理者は、必要があるときは利用について条件を付することができることを定めたものです。

第7条は、指定管理者は、(1)から(3)の各号に該当する場合、許可の取り消し等を行うことができることを定めたものです。

第8条は、利用料金を定めたもので、利用許可を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金を納付しなければならないこととし、第2項で指定管理者の収入として収受すること、第3項では、指定管理者が利用料金を定める場合、あらかじめ町長の承認を得ること、第4項では、利用料金は原則還付しないことと規定したものです。

第9条は、指定管理者は、必要があると認めるとき利用料金の減額、免除することができることを定めたものです。

第10条は、利用に当たり、特別な設備等を施す場合は指定管理者の承認を受けなければならないことを定めたものです。

第11条から第21条までは、指定管理者制度の公正性、透明性を確保するために設けたもので、第11条に

つきましては指定管理者の指定の申請について、第12条につきましては指定管理者の候補者の選定について、第13条では指定管理者の選定について、第14条では管理の基準について、第15条では協定の締結について、第16条では業務報告の聴取等について、第17条では指定の取り消し等について、第18条では事業報告書の作成及び提出について、第19条では原状回復について、第20条では損害賠償について、第21条では秘密の保持について、それぞれ定めたものです。

第22条は、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するもので、次に別表でございますが、第8条で利用料を定めたもので、曜日、使用時間帯について、それぞれの額を設定させていただいたものでございます。

以上、議案第15号 長瀬町観光情報館設置及び管理条例の内容の説明を終了させていただきます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 観光情報館はできているわけですね。それで、観光情報館の会議室を利用する方はどうぞお使いくださいという今説明を受けました。ですけれども、この観光情報館の会議室には何人が定員で、何人まで入れるのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

それから、観光情報館を貸すというのですけれども、午前9時から午後5時まで、観光客が目的なのでしょう、それとも長瀬町内に住んでいる方、それから観光業者を対象に主にやっているのでしょうか。それから、もし観光業者が会議をしたいというのであれば、午前9時から午後5時までというのではなく、午後6時からとか、午後7時から会議をしたいというときの扱いは、ここには書いてないから、当然これはできませんということになるのでしょうか。ただ、会議室をつくって、午前9時から午後5時までやれば、それで済むというのではなくて、どのようにしたら長瀬町の観光がよくなるかということにつきましては、5時以降の会議をやりたいというときの扱いはどうするのか、そこのところもお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

最初に、会議室の定員はいかほどかというようなご質問だと思います。会議室は、特に会議室という名目では設けていないのですけれども、会議ができるようなスペースを設けております。このスペースは、会議ができるようなスペースと、もう一つは、場所が駅前というようなことで、いろいろなイベント等も計画できるのではないかとということで計画させていただきました。具体的には写真展を行うとか、ハイキング等の休憩に使うとか、そんなような目的を今のところ考えております。

定員については、机を置く関係で、現在40名程度入れるような計画をしております。

あと、利用の目的についてのご質問もあったかというふうに考えます。どういうふうな利用がされるかということですが、先ほど議員からお話をいただいたように地元の方ですとか、地元の商店街とか、そういう方もご利用になろうかというふうに考えています。そのような場合、いい施設ができておりますので、ぜひご利用いただきたいというふうに考えます。

それと、利用時間についてですけれども、今のところ、観光協会の事務局が入っておりますので、事務局の終業時間に合わせて貸し出しの時間を決めさせていただいている状況です。場合によっては、条件を

付して貸し出しすることができるということもありますので、その場合は観光協会の職員が残れるかどうかということにならうかと思いますので、その辺は借りの場合にご相談いただければというふうに考えます。通常貸し出す場合の時間は、ここに示されたとおり5時までということで、ぜひご協力いただいて、ご利用いただければというふうに考えます。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） では、もう一回だけ、済みません。

この時間が、観光協会の総会だとか、観光協会の役員会、青年部のというところが、今は場所を長生館さんだとか、養浩亭さんだとか、そういうところを利用してやっていると思うのですけれども、こういう場所ができて、夕方の6時から話し合いしようではないかというときに利用できたら、なおのこと発展だとか、話し合いがよりスムーズに、他人の家ではないですけれども、お店屋さんだとか、旅館だとか、ホテルなんかを借りて集まるということになってくると、皆さんも気が引けるので、どこでも無料で貸し出しではないけれども、特にお金は払わなくてもいいですよと町長が認めるとかなんとかの許可の利用料金、別にいいということなので、それはちゃんとしてくれれば貸し出しますというときには、地元の人たちが観光のために話し合うとかなんとかというときには特典を設けていただければ、長瀬町の観光も発展したり、話し合いがよくできるかと思いますので、地域整備観光課長、そのことをよく話し合って、なるべく地元に限るとか、長瀬町内の業者に限るとかということにつきましては、どうかか利便を図ってもらってやっていただけたらありがたいなと思えます。そのことについて決意を言ってください。お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 大島議員の、地域整備観光課長が答える前に、私のほうから若干触れさせていただきますけれども、第5条の開館時間及び休館日というところがございまして、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て、開所時間を変更し、または臨時に開館し、もしくは休館することができるということで、午後5時までになっていますけれども、協議していただければ開館時間も午後9時とか、良識ある時間というのでしょうか、その時間までは利用できると思いますので、その辺ご理解をいただきたいと思えます。

〔「いいです」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 今のお話ですと、対象者は観光協会というふうに聞こえましたけれども、よろしいのでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○8番（野原武夫君） 課長の答弁だと、観光協会が対象に聞こえたのですけれども、それでよろしいのですか。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、野原議員のご質問にお答えします。

利用が観光協会に限定されるかというふうなご質問だと思いますけれども、公の施設であるということから、一般の住民の方にもご利用いただくということが限定でございまして、例えばその中に観光協会さんが入る場合もありますし、地区の住民の方がいらっしゃる場合もありますので、特に利用する方につ

いては、特定されるものではないというふうに考えております。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 野原議員の質問にお答えさせていただきます。

課長が答えたのは、ちょっと違うかなと思うのですけれども、要は観光協会が指定管理者になるかどうかというような、今、野原議員の観光協会と最初に答えたので、そういう趣旨かなと思いますけれども、条例にあるとおり、申請をしていただいて、それをなおかつ候補者の選定をいたしまして、そこで初めて指定管理者が決まるものですから、特に観光協会だとか、どこという、今現在では決めてはおりません。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 私がお聞きしたのは、観光協会以外、あそこを目的として使う人はいないのではないかと思うのですよ。実際町も想定して、あれは観光協会の建物という考えで現在も使っておるわけです。そうでないと、あそこに現在入っている意味がわからない。ということは、指定管理者は観光協会というふうに私が考えているとおりに思うのです。そうでなくては今入っている理由がないわけで、入れる理由もないわけです。そういう意味で、既定の事実として、そういう方向で進んでいるということよろしいのでしょうかということで、お話を聞いたのです。無理した話はしていないと思います。そのことについてご答弁ももらいたいと思います。

問題は、指定管理者というものが、候補者ということになっておるので、申請したときには候補者であるということなので、候補者であるということは、まだ申し込んだ人の、責任者という意味ではないですね。あくまで入る人のことを考えると、既に観光協会という立場を考えると、そこで指定管理者は当然観光協会長という名前になってくると思うのです。その辺が指定管理者ではない、だれでも構わないのだというふうにおっしゃるようだけれども、問題は第13条があるのですよ。第13条には、指定管理者の候補者、これは議会の承認を得なくてはだめだということが書いてある。これは私が考えるには、裏の考え方と言われるとあれなのだけれども、ちょっと心配なのは、議会が承認しない限りは観光協会長にはなれないのだというような読み方もできるわけなのです。この辺は実際のところ、今私は観光協会の理事もしておるわけで、これから理事会を開いて会長選任ということになるのですけれども、この辺が、先に候補者として既に議会の承認を得られるような人を選ばなくてはならないのかなというような文面を感じるのですけれども、その辺は、私が深読みし過ぎるのか、あるいは観光協会に別に貸すつもりはないのだよという意味もあるのか、その辺がちょっとわからないので、お聞きしたい。副町長、お願いします。

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時26分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（平 健司君） 野原議員の再質問にお答えをさせていただきます。

野原議員ご指摘のとおり、指定管理者候補者が決まりますと、議会に諮るという条文が、先ほどの指定管理者の選定の中の法第244条の2第6項というところに、そういうことがはっきりうたっていますので、とりあえず申請を出していただいて、選定して、その候補者が決まれば議会にお諮りすると。こういう手続になると思いますので、今の段階では、この条例を設置すると。それに伴って募集をかけるということになろうかと思えますけれども、そういうことで、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 今の第13条の件なのですが、いずれにしても今の説明でいくと、候補者ということになると、だれでもいいということになるのですよね。観光協会に限らずということになりますよね。観光協会は既に入っているのだから、協会長がなるとかというのは当然わかるのですけれども、候補者はだれでもいいということになると、履行できるということになるのですよね。そうですね。では、この辺もちょっと考えなくてはならないかなという気がするのだけれども、それで議会の議決を経るということになるわけですよね。これはちょっとどうなのかな。この辺ちょっとお答えいただきたいと思うのです。

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時30分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

指定管理者の候補者は、だれでもなれるのではないかというふうなご質問になろうかと思えます。条例の制定の趣旨からしますと、指定管理者には、ここにありますように条件がそろえば候補者として申請を受けられるというふうにご考慮しております。ただ、観光情報館の設置目的ですとか、そういうことを考慮しますと、ある程度募集する際の条件として、絞り込みをする必要があるのかなというふうにご考慮しております。これからその選定方法ですとか、その辺について決めさせていただくわけなのですけれども、条例を制定する目的としては、今お話したような目的で、ここにあるような方法で選定をさせていただいて、募集をさせていただくというふうな方法をとらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） この管理条例ができました後に、使用規則的なものもつくっていかれるかと当然思いますが、前に監査委員をお世話になっているときに非常に感じたのは、観光にお金が傾いている状況が年々感じられたのですけれども、それと同時に、こういうふうなものができると、また新たに管理費用がかかってまいります。それと同時に、この開館時間が午後5時までであり、あと指定管理者というのが、一応延長もできるようになっていますけれども、公民館であるとか、町の体育館施設であ

るとか、そういうものは夜9時が制限時間になっていますので、こういう飲食を伴って会議というか、重ねられますと、時間が結構延長になっていくかと思うので、その辺のところをしっかりと規則に盛り込んで、利用時間とか何かについても考えていっていただきたいというふうに思います。もちろん公共の建物ですので、今の時代ですと、喫煙はできなくなってくるのは当然かと思いますが、その辺のことにつきましても、飲食、また使用制限時間、そのようなことについてもしっかりと盛り込んでいただきたいというふうに思います。どうでしょうか、課長。何か使用規則を考えていることはありますか。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、新井議員のご質問にお答えします。

観光情報館を利用される方は、一般住民の方がご使用になる場合の条例を制定させていただいております。先ほどご指摘ありましたように、飲食ですとか、たばこを吸うとか、そういう場合もあろうかとは思いますが、一般の利用をされる場合には、ここに示した条例の内容で運用をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 使用制限はないのですか、飲食をさせないとか。

○地域整備観光課長（中畝健一君） 利用の内容について、細かい内容については規則で定めさせていただくというように予定をしております。議員ご指摘のとおり、利用については、その際ご指摘いただいたような内容を盛り込ませていただくように、これから検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、地域整備観光課長にお伺いいたしますが、一般の方からはお金を取って、例えば観光協会で時間外で使う場合は無償でやるようなお話ですけれども、以前から観光協会の案内所は、町民の方から見れば無駄遣いだという、この前の議会でも私は発言をさせてもらっていますけれども、今の答弁でいくと、一般の方には有料で、そうでなく特例で、例えば観光協会なりが夜9時だか、その時間は、これから規則で決めるという話ですけれども、そこでそういう違いが出てくると、また不平が出てくるような気がするのですよ。だから、そこをしっかりと決めるのであれば決めるし、私は、この観光情報館云々ではなくて、これは観光協会の事務局のための建物だという理解をして今まで来ていて、ここにこういう形で出てきて、話が、またそういうことになっていくと、はっきりすっきりしませんから、町民の方が使うときには有料、観光協会が話し合いでやるといっても、自分たちのところに水を引く話になりますから、しっかりとその辺の公平性を出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

一般の方が利用する場合有料であって、観光協会の利用は無料ではないかというようなご質問になろうかと思いますが、今のところ、ここに示させていただいた料金は、一般の方が使う場合もそうなのですけれども、利用する場合の料金を設定させていただいているということで、具体的に地元の会議ですか、商店街の会議ですとか、地元地区の会議ですとか、団体の会議で使うような場合、どうなのかということになるかと思うのですが、料金の減免ということで、公共ですとか、公益上、特に必要があると認める

ような場合は減免するというようなことをあろうかと思しますので、規則とか、運用上、この辺を活用させていただきまして、地元の方も大いに活用できるような運用方法を取り決めさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今お答えいただいて、そのとおりになれば、公平性というものからいけば、納得はできる話だとは思いますが、今いろいろ質問されて、ちょっと無理ではないのかなと思うような答弁になっている気がするのですよ。ある程度しっかりした線を引いて、観光協会だろうが、どこであろうが、やはり同じ町民が使用するなら同じ条件でできるように、はっきりと線を引く必要があると思うので、そこら辺の公平性をしっかりとお願いしておきますから、これからいろいろな取り決めをするのでしようけれども、余り温度差がないように公平にやっていただきたいということを特にお願いしますが、地域整備観光課長、もう一度答弁、済みませんが、お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

長瀬町観光情報館の運営については、しっかりと、公平性が保たれるような運営をしていただきたいというようなご質問だと思います。その点につきましては、指定管理者が確定した際には、今ご指摘いただいた公平性について十分運用されるよう、こちらからも申し伝えするつもりでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 村田です。

私は質問というよりも要望ということで、地域整備観光課長さんをお願いしたいと。業務が書いてありますね、第3条の（1）から（5）までということで、私、甚だ暇なもので、この連休中に長瀬アルプスを歩く人たち、それから上長瀬駅、長瀬駅周辺で個人的なアンケートをさせていただきました。多くの方が、まず第一に、長瀬の自然がすばらしかったということで答えられております。180人ぐらいの方にアンケートをお願いしたのですが、場所によって違います。それはさておいて、要するに何が課題かというところで、PR不足というのが、多くの方が言っていました。長瀬町としてPRするという点に関して、こんないいところがあるのだから、以前は浦和のほうへ出向いたりしてやっていたと思うのですが、そんなふうなことも必要ではないかと。観光情報館のそもそもの原点の仕事をしっかりといただくということが一番なのではないかなと思いますので、ぜひそれを。つけ加えて、観光情報館ができたからといって、例えば上長瀬駅に行きますと、そういう情報が非常に不足しているというのが現実です。どこへ行ったらいいのでしょうかねと。多くの方が体験しているのは、船下り、かき氷、これが一番上です。次にラフティング等、あと歩く人とかありますけれども、そんなふうな人たちは、あ、よかったなと帰られる。また、どういうことで、この長瀬を知ったかという、これは時間が長くなりますので、それをしっかりとやっていただきたいと、このような施設を、本当の施設の目的に沿って進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第15号 長瀬町観光情報館設置及び管理条例を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第13、議案第16号 平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第16号 平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,925万6,000円を増額いたしまして、歳入歳出の総額を31億1,906万1,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では町債、基金繰入金を増額、歳出では道路新設改良費を増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、議案第16号 平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

まず、お手元の予算書の1ページをお開きください。第1条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,925万6,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を31億1,906万1,000円とするものでございます。

また、第2条は、地方債の変更でございますが、恐れ入りますが、2、3ページをお開きください。一

番下の第2表、地方債補正をごらんください。道路新設改良事業分の限度額を3,680万円から3,970万円を追加いたしまして、右の3ページのほうになりますが、その限度額を7,650万円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8、9ページをごらんください。

まず、歳入予算の明細でございますが、款20町債、項1町債、目1土木債の道路新設改良事業債3,970万円は、先ほどもご説明いたしましたが、地方債でございます。

また、款21繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1,955万6,000円でございますが、歳出額との不足額を繰り入れるものでございます。

次に、下の歳出の補正の内容をご説明いたします。款8土木費、項1道路橋梁費、目3道路新設改良費、全体の額でいきますと、5,925万6,000円でございますが、お手元にお配りさせていただいてございます、図面の南桜通りの道路改良に伴う経費でございます。

9ページになりますが、節11需用費2万3,000円は、図面の印刷代等で、節13委託料1,050万円は、用地測量及び実施設計委託料並びに補償物件調査委託料でございます。また、節17公有財産購入費4,473万3,000円は土地購入費で、節22補償、補填及び賠償金400万円は、車庫や立木等の補償金でございます。

以上が、今回補正をさせていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第16号 平成23年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の説明、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第14、議案第17号 長瀬町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、野原武夫君の退席を求めます。

〔8番 野原武夫君退席〕

○議長（大澤タキ江君） 議案を事務局に配付いたさせます。

〔事務局議案配付〕

○議長（大澤タキ江君） 事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大澤タキ江君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第17号 長瀬町監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町監査委員新井利朗氏の任期が平成23年4月30日で満了となりましたので、後任として野原武夫氏を選任することについて、議会の同意をいただきたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第17号 長瀬町監査委員の選任についてを採決いたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり同意されました。

退席しておりました野原武夫君の出席を求めます。

〔8番 野原武夫君出席〕



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（大澤タキ江君） 日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎町長あいさつ

○議長（大澤タキ江君） 以上で今期臨時会における議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、町長よりあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 臨時議会の終了に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今議会では、選挙後初めての議会でありまして、議長選挙を初め議会構成等も決まり、まことにおめでとうございます。ご苦労さまでございました。

本日就任されました大澤タキ江議会議長を中心に、町民の期待にこたえるべく、町政の発展のためにご尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて、今議会では、町政の重要案5議案を提出いたしました。大変慎重にご審議をいただき、議決等をいただき、まことにありがとうございました。

これらの審議の過程でいただきましたご意見やご提案につきましては、十分にこれを検討し、前向きに対応していきたいと存じます。

最後になりましたが、月が変わればうっとうしい梅雨の季節を迎えるわけでございます。どうか皆様には健康にご留意なされ、ますますご健勝にてご活躍いただきますようご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤タキ江君） 以上をもちまして平成23年第2回長瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年 7月28日

臨時議長 野原武夫

議長 大澤タキ江

署名議員 岩田務

署名議員 村田徹也

署名議員 板谷定美